

答 申 第115号

平成15年1月30日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年1月4日付け学第486号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成13年11月28日付けで異議申立人から提起された、平成13年11月12日付け学第12号の30で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成13年1月12日付け学第12号の30で行った「学校法人〇〇〇〇に係る平成8年度から平成12年度までの資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件文書の部分開示決定の取り消しを求めため、異議申立てに及んだものであり、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び消費支出内訳表の支出の部の「退職金支出」、「役員報酬支出」及び「職員人件費支出」のそれぞれの科目は開示請求に応じられない。その他の科目について、実施機関の部分開示決定は妥当だと判断し、その判断を尊重する。

イ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号及び条例第8条第2号該当性について

(ア) 本件文書のうち、「人件費支出内訳表」のいくつかの小科目には、他の文書と照合することで、個人の年俸が特定できるものが含まれており、これを開示することは、その個人の権利や利益を害すると思われるので、条例第8条第2号に該当する。

異議申立人の設置する一の幼稚園の「職員人件費」においては、当該幼稚園に所属している職員は特定少数であり、これは周知の事実である。また平成8年度、

平成9年度の「役員報酬支出」においても学校法人に所属し、報酬を受けている役員が特定少数であるのは周知の事実である。よって、旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号に該当する情報である。

- (イ) 本件文書のうち、「退職金支出」の科目も個人の情報が特定できるものであり、(ア)と同様、個人の権利や利益を害すると思われるので、条例第8条第2号に該当する。

平成8年度「資金収支内訳表」支出の部及び「人件費支出内訳表」の「退職金支出」は、「学校法人」及びその設置する各幼稚園別に記載されており、当時「学校法人」に所属する職員は特定少数であり、この事実は学校の内部事情に精通していなくても、内部の文書等を入手していなくても、その人物の情報だということとは容易に判断でき、他の情報と結びつけることにより特定個人を識別し得るため、旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号に該当する情報である。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 部分開示決定の理由について

部分開示決定に際しては、平成12年7月21日の答申の判断を尊重し、答申で不開示とした情報と同様の情報について、平成8年度から11年度財務計算書では旧条例第11条第3号に、平成12年度財務計算書では条例第8条第3号にそれぞれ該当すると判断できるため、不開示とし、その余の部分を開示することとしたものである。

#### (2) 旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号該当性について

ア 「人件費支出内訳表」のいくつかの小科目には、他の文書と照合することで、個人の年俸が特定できるものが含まれており、これを開示することは、その個人の権利や利益を害すると思われるので、条例第8条第2号に該当すると主張しているが、「人件費支出内訳表」の金額は、学校法人及び学校別の総額が記載されているのみで、個人名や支給人数については記載されておらず、この情報のみで個人の情報を特定することはできないため他の文書と照合することが必要であるが、このような文書は当該学校法人や学校の内部文書であり、一般的には入手することができないものである。

したがって、「人件費支出内訳表」の金額は、旧条例第11条第2号及び条例第

8条第2号に該当しない情報であると判断できるものである。

イ 「退職金支出」の科目が個人の情報を特定できるものであり、この科目の金額を開示すると個人の権利や利益を害するため、条例第8条第2号に該当すると主張しているが、「退職金支出」の金額は、学校法人及び学校別の総額が記載されているのみで、個人名や支給人数については記載されておらず、この情報のみで個人の情報を特定するためには、当該学校法人や学校の内部事情に精通しているか、又は内部の文書等を入手していることが必要である。

このような情報は一般的には入手することができないものであるので、「退職金支出」の金額は、旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号に該当しない情報であると判断できる。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件文書について

本件文書は、異議申立人である学校法人に係る平成8年度から平成12年度までの資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表である。

私立学校振興助成法第14条に基づき経常費補助金の交付を受ける学校法人は毎年度財務計算書類を作成し提出することになっており、作成しなければならない財務計算書類の記載科目及び様式は学校法人会計基準に規定されている。

本件文書は同会計基準に基づき作成され、実施機関に提出されたものである。

##### (2) 公開（開示）しようとした部分について

実施機関が公開（開示）しようとした部分は、次の部分を除いた部分である。

通例、高度の内部管理的事項として決定され、又は取り扱われるべきものと認められる科目の金額（旧条例第11条第3号該当及び条例第8条第3号該当）

##### (3) 異議申立ての部分について

異議申立人は、次の部分が旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号に該当して非公開（不開示）とすべきだとして異議申立てを行っている。

資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び消費支出内訳表の支出の部の「退職金支

出」、「役員報酬支出」及び「職員人件費支出」の科目の金額

(4) 異議申立人が異議申立てをしている部分は(3)のとおりであるから、当該部分が旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号に該当するかどうかについて判断する。

(5) 旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号該当性について

異議申立人は2(2)イのとおり主張するので、以下検討する。

旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号は、特定個人を識別できる情報は個人情報として非公開（不開示）とできる旨規定している。

また、「他の情報」と照合することにより特定個人を識別することができることとなる情報を含むものと解されており、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報は、一般的には、「他の情報」には含まれないと解されている。

異議申立人は、資金収支内訳表、人件費支出内訳表のいくつかの小科目が、周知の事実である役職員数の情報と照合されることにより、個人情報に該当すると主張するが、照合の対象となる他の情報とは前述のとおりと解されており、役職員数の情報が公知の情報であるとか、公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報であるとは認められないことから、異議申立人の主張には理由がない。その他異議申立人の主張を是認すべき特段の事情も認められない。

よって、異議申立人の主張する科目の金額は旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号に該当しないと判断する。

(5) 結論

以上から、異議申立てを行っている科目の金額は旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号に該当せず、公開（開示）することができるものである。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 1. 4	諮問書の受理
14. 2. 18	実施機関の理由説明書の受理
14. 4. 5	異議申立人の意見書の受理
14. 5. 30	審議
14. 11. 15	審議

	実施機関から非公開（不開示）理由の聴取
14. 12. 13	審議

参考

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学教授	
古幡 浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成14年12月13日現在)